

別記様式(第4条関係)

随意契約結果一覧

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	所属(課名) 収納 課	
						審査会の 開催の有 無	備考
令和4年度収滞納管理業務システム運用委託	令和4年4月1日	三重県松阪市石津町 353番地1 株式会社松阪電子計算センター 代表取締役 宮原 義隆	20,055,200	20,055,200	現在、稼働しているシステムのデータについては、全て松阪市の物であるが、アプリケーション部分は(株)松阪電子計算センターに著作権があるため、各業務を毎年入札によって業者決定した場合、全てを再構築する必要がある。業者決定からシステム構築、そして、本稼働までにはかなり時間を要することから、その間、旧システムにより業務をすることになり、二重の予算が必要となる。これらを鑑み毎年の入札にはそぐわない業務と考える。根拠法令、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び6号に該当する。	有	
令和4年度電話催告システム保守業務委託	令和4年4月1日		1,821,600	1,821,600		無	
令和4年度市税等コンビニエンスストア収納業務委託	令和4年4月1日		1,590,600	1,590,600		無	
地方税共通納税システム(eLTAX ASP)のサービス使用料	令和4年4月1日	愛知県名古屋市中区 栄一丁目24番15号 株式会社日立システムズ中部支社 支社長 木下 浩一	1,069,200	1,069,200	市民税課が「eLTAX審査」のASP使用に関して株式会社日立システムズと契約を締結しており、それに付随する機能である「地方税共通納税システム」についても、同一業者との契約が必要である。地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当する。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
指定納付受託者による歳入の 納付(クレジット納付)	令和4年4月1日	大阪府大阪市北区大 深町4番20号 グランフ ロント大阪タワーA 株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和 彦	2,008,600	2,008,600	令和3年度まで契約していたヤ フー株式会社の撤退後、ほか にこの事業を行っているのが 株式会社エフレジとGMOペイメ ントゲートウェイ株式会社 (GMOPG社)の2社のみで、 GMOPG社は都道府県の自動 車税と政令指定都市等の一定 規模以上の地方公共団体の みに対応している。株式会社 エフレジでは、ヤフー株式会 社の連携データシステムをその まま使用できることから、シス テムの改修の必要がなく、株 式会社エフレジには初期導入 費用として899,800円の負担と なる。また、通常のクレジット決 済導入の契約は、「データ処理 会社」と「複数のカード会社」の 両方と契約する必要がある が、株式会社エフレジはヤフー 株式会社と同様に、「データ処 理会社」と「カード会社」の両面 を持っており、他社との契約を 必要としない。このことから、地 方自治法施行令第167条の2 第1項第2号とする。	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
住民情報システム改修(軽自動車JNKS対応)業務委託	令和4年5月11日	株式会社 松阪電子計算センター	934,450	934,450	<p>既存の住民情報システムは、松阪市と株式会社松阪電子計算センターで松阪市仕様として開発、導入されたものであり、システム改修の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、このことが可能な当該事業者に委託したいことと、この業務を入札により業務決定した場合、メーカーによってはデータの互換性がなく全てを手入力することが考えられ、その場合、全てを再構築する必要が生じます。当該事業者に関して、当市において数多くの実績があり、各種のノウハウや守秘義務において充分信頼できるものとする。</p> <p>地方自治法施行令第167条の第2第1項第2号及び第6号により随意契約</p>	無	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
地方税共通納税システム対象 税目拡大及びQRコード印字 対応業務委託	令和4年12月1日	株式会社 松阪電子計 算センター	5,066,600	5,041,828	本業務は、既存の収納管理業 務システムを改修するもので、 システム改修にあたっては、制 度や業務要件に関する知識及 び現在稼働中の既存システム に係る知識が前提となります。 これらの十分な知識とノウハウ を有しているのは、既存システ ムの構築業者かつ運用保守 業者である当該業者のみであ ると考える。 地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号により随意契約	有	